

英語法助動詞の意味論(4)

中野 弘三

1.2. 法性分析に関する諸提案

これまで、法助動詞を中心とした法表現が表わし得る法性にはどのような種類があるかを見てきた。以下の数節で、これまでに呈示された、法性の意味論的分析に関する諸提案を紹介し、その問題点を指摘した後に筆者の提案を示すことにする。

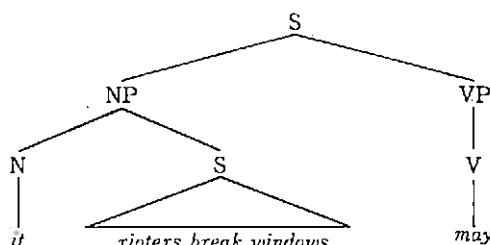
1.2.1. 生成意味論の分析

Ross (1967), Newmeyer (1969, 1970) に示された生成意味論の法助動詞の意味分析においては、法助動詞を認識的法性を表わす認識的用法の法助動詞と、それ以外の法性（すなわち、義務的法性、動的法性など）を表わす「根源的用法」(root use) の法助動詞の二つに分類される。たとえば、

(1.122) Windows *may* be broken by rioters.

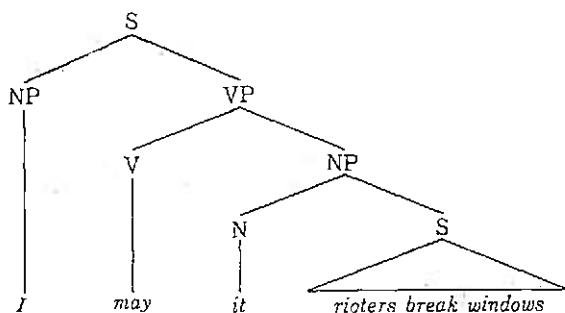
は、i) 窓は暴徒によって壊されるかもしれない、ii) 窓は暴徒によって壊されてもよい、の二つの解釈があり、前者の解釈を生む *may* は認識的（用法の）法助動詞、後者を解釈を生む *may* は根源的（用法の）法助動詞と呼ぶ。Ross (1967) は (1.122) の文を取り、この文が認識的用法の *may* を含む場合には、次の (1.123) のような一項述語としての *may* を含む基底（意味）構造を持ち、根源的用法の *may* を含む場合には、(1.124) のような二項述語の *may* を含む基底（意味）構造を持つものと分析する。

(1.123)



(1)

(1.124)



認識的法助動詞を一項述語とみなした (1.123) の分析は、*It is possible / probable / likely ...that...* といった法形容詞から成る認識表現の基底構造の分析と一致し、(1.122) の文が、*It is possible that windows will be broken by rioters.* にほぼ等しい意味を持つことが適切に説明できる。また、(1.122) の文が、認識的用法の *may* を含む

- (1.125) a. *It may be that windows will be broken by rioters.*
 b. *Rioters may break windows.*

と同義であることも、変形という操作を介して説明できる。すなわち、(1.122) と (1.125. a, b) はいずれも (1.123) という共通の基底構造を持ち、(1.125. a) は (1.123) の埋め込まれた S に外置変形が適用されて派生したものであり、(1.125. b) は (1.123) の埋め込まれた S に主語上昇変形のみが、(1.122) は (1.123) の同じ S に受動変形と主語上昇変形が、それぞれ適用されて派生したものと説明できる。(1.123), (1.124) に示した生成意味論派の「助動詞=本動詞」仮説に基づく分析の統語上の妥当性はさておくとして、¹⁾ (1.123) を意味論的観点から眺めた場合、この構造は文の命題内容を項とした一項述語として認識的法助動詞を分析している。認識的法助動詞の意味を命題を項とした一項述語として分析すること自体はある程度の妥当性を持つことは事実であるが、(1.123) の分析は認識表現の意味構造の分析としてはあまりにも素朴で、大まかにすぎる。たとえば、認識的用法の *may* が命題を項とする一項述語であるとする (1.123) の分析は、それが *it is possible that...* と同じ意味構造を持つことを説明する上で都合が良い。しかし、§1.1.3.1. で述べたように、認識表現には主観的認識表現と客観的認識表現の区別が認められ、認識的法助動詞の *may* や *must* などは主観的認識表現としての性格を持つのに対し、*it is possible / probable / certain that...* などは客観的認識表現であり、両者の間には、疑問文中に用い得るか否かなどいくつかの点で明確な相違が存在するが、(1.123)

1) 生成意味論派の法助動詞分析の統語上の妥当性に関する議論は、Ross (1967), Huddleston (1974), McCawley (1975), 荒木その他 (1977) などに詳しい。

の分析は主観的認識表現の *may* と客觀的認識表現 *it is possible that...* の區別を的確に説明し得ない。さらに、(1.123) は認識的法助動詞 *may* が命題を項とした一項述語であることを示しているだけであって、*may* 自体が他の認識的法助動詞と異なるどのような意味特性を持つのか何も示していない。

根源的用法の *may* に対して想定された (1.124) の意味構造はさらに問題が多い。まず、生成意味論の分類で根源的用法といるのは、上述のように、本稿でいう義務的用法 (deontic use) と動的用法 (dynamic use) の両方を包括するものである。*may* についていえば、(1.124) は許可を表わす義務的用法の *may* の意味構造を示すものであって、可能を意味する動的用法のそれを表わすものではない。動的用法の *may* は、たとえば、

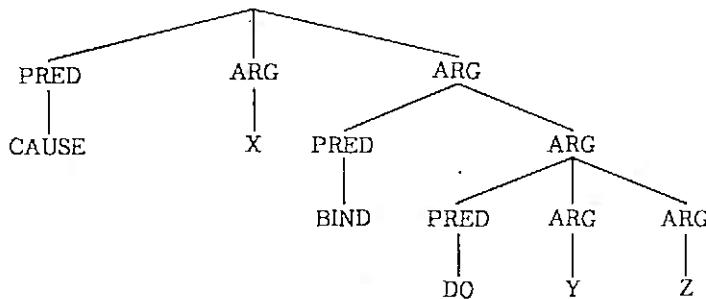
- (1.126) The word *may* be used as a verb. (=It is possible for the word to be used as a verb.)

におけるように、あることを行なうことが可能である (*be possible*) ことを表わすのであって、その意味内容は、話者 (I) が命題の表わす事柄の実現に許可を与える内容の (1.124) からは大きく懸け離れている。動的用法の *may* の意味は、(1.126) のパラフレーズが示すように、*be possible* と同様、一項述語として分析すべきものであり。したがって、動的用法の *may* の意味は、(1.124) ではなく、認識的用法の *may* の意味を表わす (1.123) のように分析されなければならない。*may* に限らず、他の法助動詞の場合も同様に、動的用法に用いられた場合の意味は、認識的用法と義務的用法に用いられた場合の意味の中間に位置し、したがって、この用法を義務的用法と共に根源的用法の名の下に包括して、その意味を、たとえば (1.124) のような義務的用法の意味分析と同一の分析を施すことには無理がある。²⁾ さらに、(1.124) においても、(1.123) におけるのと同様、*may* 自体の意味特性の分析はまったく行なわれておらず、したがって、他の法助動詞と異なる *may* の意味特徴が何であるのか、また、*may* 自体が認識的用法と根源的用法に用いられた場合に共通する特性が存在するのか否かについて、(1.124) は何も明らかにするところがない。

述語論理学の考え方を取り入れて生成意味論の法助動詞の意味分析を Ross, Newmeyer のものよりかなり精密化しているものに Parisi and Antinucci (1976) (以下 PA) がある。PA の分析の特徴は、法助動詞の意味を成分分析 (componential analysis) によって原素的な成分 (component) に分解して示している点である。たとえば、義務的用法の *must* の意味を表わすものとして次のような構造を想定する (PA はこれを「語彙構造」 (lexical structure) と呼ぶ)。

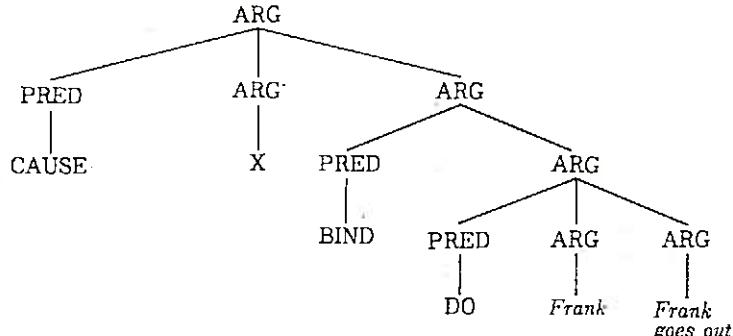
2) 生成意味論派の Newmeyer さえこのことを指摘している。Newmeyer (1970) 参照。

(1.127)



ここで PRED は述語 (predicate), ARG は項 (argument) を意味する。CAUSE は 'cause' の意の二項述語であり, BIND は '...is bound' (…は不可避である) の意の一項述語であり, DO は行為者 (Y) がある事柄 (Z) を実行に移す意の二項述語である, また, X, Y, Z を支配する ARG はいずれも変項である。たとえば Frank must go out. のような義務的用法の must を含む文の意味は (1.127) の語彙構造に基づき次のように分析される。

(1.128)



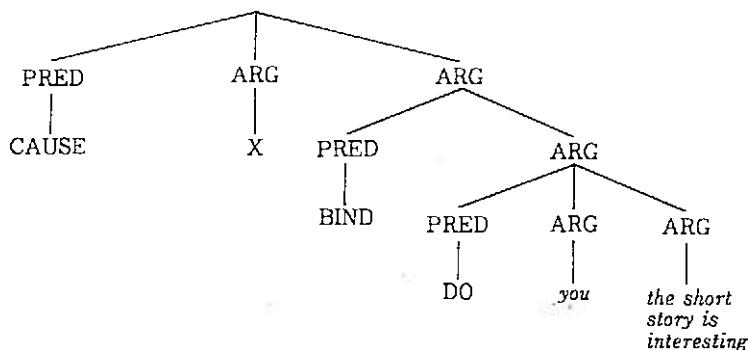
これが表わす文字通りの意味は 'X causes it to be inevitable that Frank will do the act of going out.' であり, この場合の X は義務の源を表わすと考えられるので, (1.128) は結局「(なんらかの義務の源に由来する理由により) フランクが外出することは避けられない」, すなわち「(なんらかの義務の源の要請で) フランクは外出しなければならない」ということを表わす。(1.124) に示した Ross の義務的用法の法助動詞の意味分析と比較して, 義務の源が単に話者 (I) だけでなく, 変項 X を用いて話者以外の要素が義務の源になり得る余地の認めている点, 法助動詞自体の意味の成分分析を行なっている点 (それによって各法助動詞の意味特性や法助動詞間の意味関係を明らかにしている点) など, (1.127) の PA の分析は Ross のものよりかなり精密な分析となっている。しかし, (1.127) の分析にも次のような問題がある。まず, 義

義務的用法の must を含む Frank must go out. は、正確には must が遂行的義務表現である場合と、非遂行的義務表現である場合とで二通りの解釈を持つ。前者の場合の意味は、'I require Frank to go out.' ないしは 'I require of you that Frank go out.' であり、後者の場合の意味は 'Frank is required (or obligated) to go out.' である。ところが (1.127) では must が後者の非遂行的義務表現である場合の意味しか表わし得ない。なぜなら、(1.127) では BIND は一項述語とされているため、(1.128) でいうと「束縛される」(be bound)，すなわち「義務づけられる」のは Frank will go out. という事柄全体であって、Frank 個人が外出するより「束縛される（義務づけられる）」意味にはならないからである。したがって、話者が Frank (ないしは聴者) 個人に義務を課す must の遂行的意味を、(1.127) の構造は表わし得ない。(1.127) のもう一つの問題は、DO という二項述語を含めている点にある。義務的用法を法助動詞は、「…しなければならない／…してよい」のように、ある行為を行なう義務／許可を表わすことが多いことから、PA が、この DO を義務的用法の法助動詞の語彙構造に含めたものと思われるが、義務的用法の法助動詞を含む文（の命題）は必ずしも行為を表わすものである必要はない。たとえば、

- (1.129) a. ... the short story must be interesting. — R. D. Mallory, *Grammar, Rhetoric and Composition* (短編小説は面白くなければならない)
 b. There must be peace and quiet! — Newmeyer (1970) (平和と泰平がなければならない)

においては行為の意味はまったく含まれていない。したがって、たとえば (1.129. a) を (1.127) に基づいて、

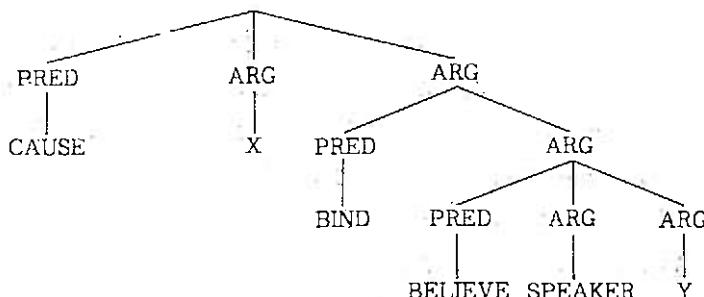
(1.130)



と分析したとすると、この構造は意味上不適切な内容のものとなる。

一方、PA は認識的用法の法助動詞、たとえば *must* の語彙構造として次のようなものを想定する。

(1.131)



この語彙構造が表わす文字通りの意味は、「*X causes it to be inevitable that Speaker believes Y*」であり、*X*はなんらかの推論の根拠であるとされるので、(1.131) は「(Xに基づけば) 私はYが事実であると信じざるを得ない(すなわち、Yは事実にちがいないと思う)」の意を表すことになる。義務的法助動詞の(1.127)の構造の場合と同様、この認識的法助動詞の意味分析も、推論の根拠を表わす要素(*X*)を構造の中に含めている点、認識的法助動詞の意味特性はそれが話者の推論であることであるが、この特性を SPEAKER と BELIEVE という意味素性によって捉えている点、成分分析によって義務的用法との類似点(CAUSE-BIND を含む)と相違点(義務的用法のほうは DO を含むのに対し、認識的用法のほうは BELIEVE を含む)を明示している点など、いくつかの点で Ross の認識的助動詞の分析より優れた分析となっている。しかし、PA のこの分析においても、主観的認識表現と客観的認識表現の区別は扱うことができない。また、動的用法の法助動詞も PA ではまったく扱われていない。

1.2.2. Lyons の分析

Lyons (1977) の法助動詞の意味分析は、Hare (1970) の提案に基づく「発話の論理構造」(the logical structure of utterances) の分析に基づくものである。³⁾ Lyons 提案の発話の論理構造とは、文が発話された場合にそれが持つ発話の力(illocutionary force)、およびその文が持つ法性(modality)、さらにその文の命題内容、を表わす文の意味構造表示である。具体的には、この構造は、文の命題内容を表わす命題部(propositional component)、文が行

3) Lyons (1977), §§16.2., 16.4., 17.2. 参照

なう発話行為の内容の一部を成し、話者の判断、願望などの法性を表わす法部 (modal component), および、文の命題についての話者の態度の表明 (commitment) を表わす遂行部 (performative component), の三つの部分が次のような層を成す三層の構造である。

(1.132) 遂行部 (法部[命題部])

Lyons が発話の論理構造をこのような三層の構造として捉える根拠は、否定文の持つ意味のあいまいさにある。たとえば

(1.133) John is not guilty.

は次の二通りにあいまいである。一つは、法廷で陪審員が審理の結果の報告として「ジョンは無罪です」と述べる場合のように、John-is-not-guilty という否定命題を主張している意味である。もう一つは、たとえば、

(1.134) Everybody says John is guilty.

と言った人に対して、別の人人が“(No,) John is not guilty.”と答えたような場合で、前に言及された命題の内容を、「それは事実ではない（うそだ）」と否認する (deny) 意味となる場合である。前者の否定命題を主張している場合は、

(1.135) It is true that John is not guilty.

と言うのとはほぼ同義であり、後者の否認の場合の意味は、

(1.136) It is not true that John is guilty.

と言うのにはほぼ等しい ((1.134) に対するこの意味の答えとして “That's not true.” と言えることに注意)。すなわち、(1.133) のような平叙文は、表面の形式は命題の内容のみを表現しているが、この文の伝達内容は命題内容以外に ‘it is true that...’ という話者の事実判断が含まれていると考えられる。このような考えに立つと、(1.133) の意味のあいまいさは、否定が命題にかかわるか、事実判断にかかわるかのあいまいさであると説明でき、前者の意味は、上述のように、否定命題の主張であり、後者の意味は否定判断の主張 (すなわち、否認 (denial)) と言

うことができる事になる。Lyons はこのような事実を論拠として、(1.132) に示したように、発話の論理構造において命題部の上に文の法性（平叙文の場合は話者の事実判断）を表わす法部を設定する。(1.132) の構造に従って (1.133) のあいまいさを表示すると、次の a, b のようになる（法部の ‘it is so’ は ‘it is true that...’ という意の話者の判断を表わす）。

- (1.137) a. 遂行部 (it is so [John-is-NOT-guilty]) (否定命題の主張)
 b. 遂行部 (it is NOT so [John-is-guilty]) (否認)

他方、次の文も二通りにあいまいである。

- (1.138) I don't say that John is a fool.

この文の一つの意味は、「ジョンは馬鹿だ」と言いふらしていると非難された人が、「私はそんなことは言っていない」と否認する意味である（法部にかかる否定）。もう一つの意味は、「私はジョンが馬鹿ともなんとも言うことを差し控える（言いたくない）」という、話者の（命題が表わす事柄に対する）言明差し控え (non-commitment) の意である。前者の意味は、(1.133) の二番目の意味と同じで、否定辞がこの文の法部に含まれる場合に生じる意味であるのに対し、後者の意味は、命題内容が事実であるか否かについての言明 (commitment) の差し控えということであるから、否定辞が言明を表わす遂行部を否定することから生じる意味であるといふことができる。Lyons は、話者の命題に対する態度の言明を表わす遂行部を ‘I say so’ と表示するが、これを用いて (1.138) の二つの意味を表示すると、次の a, b となる。

- (1.139) a. I say so (it is NOT so [I-say-that-John-is-a-fool]) (否認)
 b. I do NOT say so (it is so [John-is-a-fool]) (言明の差し控え)

Lyons は、(1.137. a) におけるような命題部の否定を命題否定 (propositional negation), (1.137. b) と (1.139. a) におけるような法部にかかる否定を法否定 (modal negation), (1.139. b) の場合のような遂行部の否定を遂行否定 (performative negation) と呼ぶ。(1.132) のような発話の三層構造を設定し、文に否定辞が付いた場合に、それが三層のいずれかにかかることによってこれら三種の否定が生じると考えることは、上述のように、否定文の持つ意味のあいまいさを説明するのに有効である。そして、また、このことが Lyons の発話の三層構造設定の重要な論拠となっている。

ところで、(1.132) に示した Lyons の発話の論理構造分析では、いわゆる文の発話の力は遂

行部と法部の結合が表わすことになる。

(1.140) I say so (it is so [p])

（注） Pは命題を表わす代用記号

という平叙文の発話の論理構造では、「I say so」+「it is so」が平叙文の＜主張＞という発話の力を表わすとされる。これに対し、命令文の発話の論理構造としては、Lyons は、法部のみが(1.140)と異なる次のような構造を設定する。

(1.141) I say so (so be it [p])

（注） ‘so be it’は命題の内容の実現を求める話者の要求（願望）を表わす。

ここでも、「I say so」+「so be it」が命令文の＜命令＞ないしは＜要求＞という発話の力を表わすとされる。一方、疑問文の発話の論理構造としては、平叙文のそれと遂行部のみが異なる次のような構造が設定される。

(1.142) I wonder if (it is so [p])

この場合も‘I wonder if’+‘it is so’が＜質問＞という発話の力を表わすされる。

Lyons は、認識的法性とは、平叙文を發することによって行なわれる定言的主張 (categorical assertion) に対する一種の緩和作用 (qualification) とみなす。それゆえ、認識表現は、平叙文の発話の論理構造 (1.140) でいうと、その発話の力を表わす遂行部および法部を修飾するものとみなす。主観的認識的法性と客観的認識的法性の区別を主張する Lyons は、この区別は認識表現が平叙文の論理構造の遂行部を修飾するか、それとも法部を修飾するかに由来するとみなす。可能性を表わす認識表現の意味を Lyons は‘poss’という法演算子 (modal operator) によって表わすが、たとえば、possibly のような主観的認識表現を含む Possibly he is serious. という文の発話の論理構造は次のように分析する。

(1.143) poss (it is so [he-is-serious])

ここでは法演算子 poss は遂行部 I say so を修飾し、話者の自らの判断についての言明 (commitment) の程度を弱める働きをする。これによって主観的認識表現の possibly の「多分…だろう」という（定言的主張）緩和の機能が説明される。一方、it is possible that... のような客観的認識表現を含む It is possible that he is serious. という文の発話の論理構造は、

次のように分析される。

- (1.144) I say so (poss [he-is-serious])

ここでは poss は法部 it is so を修飾し、したがって、この構造は he-is-serious という事態の存在を事実としてではなく、可能性として主張していることを表わし、It is possible that he is serious. という文が、He is serious. という文と異なり、定言的主張を避けた表現であることを表わす。

発話の論理構造に基づく Lyons のこの認識的法表現の分析は、§ 1.1.3.1. で述べた主観的認識表現と客観的認識表現の相違点をうまく説明する。まず、主観的認識表現である possibly や法助動詞の may は疑問文中で用い得ないのに対し、客観的認識表現の it is possible that... や法助動詞 can は疑問文で用い得る点は次のように説明できる。

- (1.145) a. *Possibly is he serious?
- b. *May he be serious?
- (1.146) a. Is it possible that he is serious?
- b. Can he be serious?

疑問文の発話の論理構造は、(1.142) に示したように、I wonder if (it is so [p]) である。客観的認識表現の意味は、上述のように、法部 (it is so) を修飾するものであるので、(1.146) の論理構造は、次のように poss が法部に含まれる適格な構造となる。

- (1.147) I wonder if (poss [he-is-serious])

これに対し、主観的認識表現の意味は遂行部を修飾するものであるが、可能性を表わす認識表現の法演算子 poss はもっぱら定言的主張を緩和する機能を持つものであるので、遂行部が I wonder if である（すなわち、〈質問〉という発話の力を持つ）疑問文に主観的認識表現が用いられた (1.145) の場合、その発話の論理構造において poss が I wonder if を修飾することになり、そこに意味上の不適合が生じる。したがって、(1.145) は意味上不適格な文となる。条件や時の副詞節中に客観的認識表現は生じ得るのに対し、主観的認識表現は生じ得ない事実も Lyons の分析は的確に説明できる。

- (1.148) a. *If possibly it is raining, you should take your umbrella.
- b. *If it may be raining, you should take your umbrella.

- (1.149) a. If it is possible that it will rain, you should take your umbrella.
 b. If it can rain, you should take your umbrella.

平叙文の三層構造分析において、遂行部は、命題部が表わす事柄が事実である (*it is so*) という話者の宣言 (commitment) を表わす。したがって、遂行部は一つの文全体に一つ想定されるものであって、一つの文の一部を成すにすぎない従節に想定され得るものではない。(1.148) や (1.149) の文の発話の論理構造分析においては、遂行部はそれぞれの文全体に一つ想定されるものであって、従節である条件節自体が独自の遂行部を持つとは考えられない。したがって、遂行部を修飾する客観的認識表現が従節である条件節に生じた場合、それが修飾すべき遂行部がそこには存在しないので、意味上の異常さがそこに生じる。他方、'it is so (=true)' の意の法部は、

- (1.150) a. *Is it true that he is serious?*
 b. *If it is true that it will rain, ...?*

の例が示すように、質問の対象になり得、条件節中に含まれ得るものと考えられる。したがって法部を修飾する客観的認識表現が、(1.149) におけるように、条件節中に用いられたとしても、法部がそこに含まれると考えられるので、(1.148) のような意味上の異常さは生じない。

さて、Lyons は義務表現の意味も三層構造に基づいて分析する。

- (1.151) *You must open the door.*

のような義務的用法の *must* を含む文は、*must* に遂行的解釈と非遂行的解釈の二通りの解釈が存在するところから、二通りにあいまいである。*must* が非遂行的義務表現である場合、(1.151) は 'You are obliged to open the door.' の意味で、義務の存在を報告するものである。*must* が遂行的義務表現である場合、(1.151) は 'I (hereby) oblige you to open the door.' の意味で、話者が聴者に義務を課す意となる。前者の意味の場合は、(1.151) は義務の存在を告げる平叙文であるので、この文の意味は (1.140) に基づき次のように分析される。

- (1.152) *I say so (it is so [you-are-obliged-to-open-the-door])⁴⁾*

4) Lyons (1977) の義務的用法の *must* を含む (1.151) の論理構造表示は、正確には次のようにある。

I say so [it is so [the obligation [you-open-the-door] exists]

この命題部の the obligation [...] exists という表示は you are obliged to... と同義であるので、本稿では表記の簡略化のため (1.152) のように命題部の表記法を改めた。

これに対し、後者の遂行的解釈の (1.151) の意味は、

(1.153) I say so (so be it [you-are-obliged-to-open-the-door])

と分析される。(1.152) と (1.153) の相違は法部にあり、前者ではそれが 'it is so' であるのに対し、後者ではそれが 'so be it' である。'so be it' は命令文の論理構造の法部にも想定されるもので、話者の聴者に対する命題内容の実現の要求、ないしは話者自身が命題内容を実現することとの聴者に対する宣言を表わす。(1.153) の 'so be it' は後者の意味で、(1.153) は '(I say) I make you obliged to open the door.' すなわち 'I oblige you to open the door.' の意を表わす。一方、許可の意の義務表現 'may' についても同様の分析がなされる。義務と許可の間には、'be permitted to do A = be not obliged not to do A' という論理的関係が存在することを利用して、Lyons は

(1.154) You may open the door.

の非遂行的解釈と遂行的解釈を、'must' を含む (1.151) と対応させて、次のように分析する。

(1.155) I say so (it is so [you-are-not-obliged-not-to-open-the-door])

(1.156) I say so (so be it [you-are-not-obliged-not-to-open-the-door])

Lyons の義務表現の分析は、遂行的義務表現と非遂行的義務表現の区別を扱い得る点で、それを扱い得ない生成意味論派の分析より優れていると言える。しかし、その区別を三層構造の法部の内容の相違よってのみ説明しようとするには問題があるようと思われる。Lyons は遂行的義務表現の遂行性を表わすものとして、(1.153) や (1.156) に見るように、法部に 'so be it' を想定する。命令文の法部に想定される 'so be it' は、(1.141) に示したように、命題内容の実現を聴者に求める話者の要求（願望）を表わす。ところが、遂行的義務表現の遂行性を説明するために想定される 'so be it' はそれとかなり性質を異にする。少くとも、許可の意の 'may' の遂行的解釈を表わす (1.156) の 'so be it' は、話者の要求（願望）を表わすものとは考えられない。なぜなら話者が許可を与える際に話者が要求することは何もないからである。(1.156) の 'so be it' の内容は、話者の要求（願望）ではなく、「聴者には戸を開けないでおく義務はない」という命題内容を話者自らが実現するという宣言であると考えられる。命題内容の実現を聴者に要求することと、命題内容を自ら実現することを宣言することとはかなり隔たりがあり、両者を 'so be it' という単一の表示で表わすことには無理があるようと思われる。

主観的対客観的認識表現の区別、遂行的対非遂行的義務表現の区別を的確に扱える点で Lyons の分析は長所を持つが、発話の論理構造に基づく Lyons の分析においては、認識表現の意味表示と義務表現の意味表示はまったく別個のものとして扱われ、たとえば、認識的用法の *may* と義務的用法の *may* の意味表示の間には何の関連性も認められていない。このような分析は、*may* という単一の法表現が二種類の法性を表わし得、さらに、認識的法性と義務的法性の中間に位置する動的法性をもそれが表わし得る事実、つまりは法助動詞の多義性を的確に説明できないものと思われる。

1.2.3. Tregidgo の分析

生成意味論派の Ross (1967) や Parisi and Antinucci (1976)、および Lyons (1977) の分析においては、これまでに見てきたように、認識的用法の法助動詞と義務的用法の法助動詞は異なるった意味構造を持つものとして分析されている。Parisi and Antinucci (1976) では両用法にある程度類似した語彙構造を設定しているし、Lyons (1977) においても両用法になんらかで関係が認められることが示唆されているが、両用法の意味表示においてその関係が明示的に示されてはいない。これに対し、Tregidgo (1982) は、これら二用法の間に密接な関係を認め、むしろこれらは単一の基本的用法の文脈による変種とみなす立場を取る。各法助動詞に単一の基本的意味を想定し、その認識的用法、義務的用法、動的用法の相違を、基本的意味と文脈的要因の相互作用によって説明する分析の仕方を今日では「核心的意味分析」(core meaning analysis) と呼ぶが、Tregidgo の分析はこの核心的意味分析の一環である。Tregidgo は *must* の核心的意味 (core meaning) は ‘demand’ であると主張する。その理由は、次の各文におけるように、*must* の意味はいずれも *demand* を含む表現でパラフレーズできるからということである。

- (1.157) a. You must apologise at once! ('I demand it of you, or politeness demands it of you.')
 - b. This door must be kept closed. ('The authorities demand it of staff and visitors.')
 - c. Well, I must go! ('The exigencies of the moment demand it of me. or I demand it of myself.')
 - d. I must have a drink! ('My body demands it of me, and of the potential supplier of the drink.')
 - e. I mustn't tell lies. ('My teacher, or my conscience, demands it of me.')
 - f. When you pay your fare, you must receive a ticket. ('The rules of the bus-company demand it of you and the driver.'

- g. All cars must have number-plates. ('The law demands it of car-drivers.'
- h. The verb must agree with its subject. ('Grammar demands it of speakers and writers of English.'
- i. All men must die. ('Nature or God demands that this should happen.') You must go poking your nose into everything! ('Your character demands that this should happen.'
- j. Men must work and women must weep. ('Life or the world demands it.'
- k. For the English historian it must have a peculiar importance. ('The nature of the fact and of English historians demands that it should be so.'
- l. Any trampling about the field must severely damage the crop. ('The natural laws of cause and effect demand it.'
- m. If there is a good spark and the right amount of petrol, the engine must start. ('The circumstances demand it.'
- n. Smith is unmarked on the left—he must score! ('The situation demands it.'

must の核心的意味を, 'demand' とみなすということは, must の基本的意味は義務的法性であると考えるということである。must が表わす意味は、認識的法性、義務的法性、動的法性という三種の別個の意味ではなく、その意味は、遂行的義務的法性を一方の極とし、主観的認識的法性を他方の極とし、その間に、すべて demand を用いてパラフレーズできる様々な意味が段階的に存在する、義務的法性を基本とした傾斜 (deontic gradience) を成すものと Tregidgo は考える。(1.157) の例に見られるように、パラフレーズにおいて demand の主語 (demand する主体であるところから、Tregidgo は Lyons (1977) の用語を借用してこれを義務の源 (deontic source) と呼ぶ) が話者である (1.157. a)の場合が must の表わす義務的法性の典型であり、これは遂行的義務的法性である。(1.157. b) 以下、義務の源が当局、緊急事態、先生、規則、法律などに変化するにつれて、must の意味は非遂行的法性から動的法性へと変化し、さらに、(1.157.i) 以下に移って、義務の源が自然、神の摂理、社会的法規、物理的法則、一般的情況と変化するにつれて、must の意味は必然、認識的法性 (必然性の判断) へと変化する。このような事実を踏まみて、Tregidgo は must の意味を次のように分析する。

$$(1.158) \quad a \text{ must } b = X \text{ DEMAND } Y - Y \quad \left\{ \begin{array}{l} \text{CAUSE} \\ \text{STATE} \end{array} \right. - ab$$

Xは義務の源、Yは義務の遂行者で、CAUSEは義務を遂行すること、STATEは判断を陳述することを表わす。これによって(1.157.a)の意味は次のように分析される。

- (1.159) I DEMAND you you-CAUSE-[you apologize at once] (=I demand of you that you apologize at once.)

一方、認識的用法のmustを含むyou must be mad.のような文の意味は、(1.158)に基づき次のように分析される。

- (1.160) Evidence DEMAND me I-STATE-[you are mad] (=Evidence demands of me that I state that you are mad.)

一方、Tregidgoはmayの核心的意味は'permit'であるとする。これは、mustの場合と同様、次に見るようにmayを含む文はいずれもpermitを用いてパラフレーズ可能であることによる。

- (1.161) a. May we smoke? ('Do you permit us, or do the rules permit us?')
 b. You may call further witnesses if you so desire. ('I permit you, or court procedure permits you.')
 c. Visitors may park their cars in the field opposite. ('The organisers, or the owners of the field, permit visitors to do so.')
 d. I may say that I have never lied to her. ('I permit it of myself.')
 e. I think we may assume it's murder. ('The evidence permits it of us.')
 f. The thermionic valve needs heat for its operation, and this heat may be applied to it in any convenient way. ('Scientific theory permits it of experimenters and manufacturers.')
 g. The seeds may be sown on open ground at any time of year. ('Nature or normal gardening practice permits it of gardeners.')
 h. Transitive verbs may occur in the passive. ('Grammar permits it of speakers of English.')
 i. A camel may travel for many days without water. ('Its physical constitution permits it.')
 j. In moments of tension we may observe an increase in our pulse-rate. ('The situation permits the observation.')
 k. I don't spend every evening at the pub. Sometimes I may not go out at all. ('Chance permits this to occur.')

may の場合も、その意味は義務的法性（すなわち、許可の意）を基本とした傾斜を構成するものとみなされ、一方の極に遂行的義務的法性（'I permit...'）の意があり、(1.161) に見るように、義務の源が様々に変化することによって、may が表わす意味は非遂行的義務的法性、動的法性、客観的認識的法性、そして他方の極にある主観的認識的法性へと変化して行く、と考える。may の意味の場合も、Tregidgo は must の意味構造 (1.158) の DEMAND の部分を PERMIT に置き換えた次のような構造を持つものと分析する。

$$(1.162) \quad a \text{ } may \text{ } b=X \text{ PERMIT } Y-Y \quad \begin{cases} \text{CAUSE} \\ \text{STATE} \end{cases} -ab$$

Tregidgo の核心的意味分析は、一つの法助動詞がなぜ認識的法性、義務的法性、動的法性という異なった意味を表わし得るのか、すなわち、法助動詞の多義性を説明する上で、一つの有効な説明原理を与えてくれるものである。また、義務の源 X が話者であるかそれ以外のものであるかによって、(1.158), (1.162) の意味構造は、must と may が表わす主観的・客観的認識表現の区別、遂行的・非遂行的義務表現の区別を適切に説明する。しかし、法助動詞の多義性に関する説明力という点では Tregidgo の分析は Lyons の分析より一段勝ってはいるものの、§§1.3.-2. で指摘した主観的・客観的認識表現間の相違点、および遂行的・非遂行的義務表現間の相違点を説明する上で、Tregidgo の分析は Lyons のそれより優れているとは言い難い。たとえば、主観的認識表現は疑問文中および副詞節中には生じ得ないのに対し、客観的認識表現はそのような文脈に生じ得る事実を、前節で指摘したように、Lyons の三層構造分析は的確に説明することができる。それに対し、Tregidgo が must と may に設定する (1.158) と (1.162) の意味構造は上述の事実を適切に説明することができない。その理由は、Lyons の法表現の分析が発話の論理構造といり、文が発話された場合の文全体の意味構造に基づき、文の遂行性（文が遂行する発語内行為）と法表現の関係を扱うことができるようになっているのに対し、Tregidgo の分析は法助動詞単独の意味分析であり、文中で用いられた際の法助動詞の機能、文が遂行する発語内行為と法助動詞の関係についてはまったく考慮が及んでいないからである。ここまで考察で明らかなことは、法助動詞の意味分析でなされるべきことは、法助動詞の多義性をも的確に説明し得る法助動詞そのものの意味分析と、法助動詞の表わす法性、遂行性がそれを含む文自体の持つ法性、遂行性とどのようなかかわりを持つかの解明であり、そのいずれを欠いても法助動詞の適切な意味分析と言えないということである。（未完）

References

荒木一雄、小野経男、中野弘三 (1977). 『助動詞』「現代の英文法」9. 東京：研究社

- Hare, R. M. (1970). "Meaning and Speech Acts". *Philosophical Review* 79.
- Huddleston, R. D. (1974). "Further Remarks on the Analysis of Auxiliaries as Main Verbs". *Foundations of Language* 11:215-29.
- Lyons, J. (1977). *Semantics*. Cambridge:Cambridge University Press.
- McCawley, J. D. (1975). "The Category Status of English Modals". *Foundations of Language* 12:597-601.
- Newmeyer, F. J. (1969). *English Aspectual Verbs*. Ph. D. dissertation. Urbana:University of Illinois. University Microfilms.
- _____. (1970). "The 'Root Modal':Can It Be Transitive?" *Studies Presented to Robert B. Lees by His Students*, ed. by Sadock, J. M. and Vanek, A. L., 189-96. Edmonton and Champaign.
- Parisi, D. and F. Antinucci (1976). *Essentials of Grammar*. New York:Academic Press.
- Ross, J. R. (1967). *Auxiliaries as Main Verbs*. Unpublished ditto. Cambridge, Mass.:M. I. T. (Also in *Studies in Philosophical Linguistics*: Series One, ed. by W. Todd (1969), 77-102. Evanston III :Great Expectations.)
- Tregidgo, P. S. (1982). "Must and May:Demand and Permission". *Lingua* 56:75-92.